

広島県選挙管理委員会告示第百九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和三年十一月十一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
老人ホーム	特別養護老人ホーム かがやき	安芸高田市向原町 坂 287 番地 1	所在地	安芸高田市向原町坂 10287 番地 1